

第 31 回 年金記録回復委員会 (H23.12.8) 議事録

1 日 時 平成 23 年 12 月 8 日(木) 18 時 00 分～19 時 22 分

2 場 所 厚生労働省 省議室

3 出席者

(委員) 磯村委員長、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、廣瀬委員、三木委員
(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、
中野理事、吉野審議役 ほか
(厚生労働省) 今別府年金管理審議官 ほか

4 議事録

(磯村委員長)

第 31 回年金記録回復委員会を始めます。今日は稲毛委員と齋藤委員が所用のためご欠席です。残り 7 名の委員が参加されておりますので開会します。政務三役は出席の予定でしたが、急遽国会へ行かれたためにご参加いただけないとのことでした。

それでは予定に従い議事をよろしくお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

お手元の資料の順に沿って議事を進行します。本日の議題として(1)から(5)まで資料をご用意しておりますので、順番にご説明します。資料 1 は「記録問題の全体構図と本日の議題」です。委員長のご指示により、今回はこのような資料で修正しております。赤字の部分が本日の議題、青字が直近の審議済みの議題で前回議論していただいたものです。A) の各種便へのフォローということで、②・③・④については資料 3 でをご用意しております。C) は紙台帳等とコンピュータ記録との突き合わせによる記録回復ということで、これについては資料 4 で国民年金記録が多数紐付いている場合の突合せ作業の効率化策についてご報告する予定です。D) の厚生年金基金記録の突合せの実施状況の定例報告は資料 6 でご報告の予定です。H) はねんきんネットでの記録確認ということで、資料 3 でをご用意しております。

下の関連事項ア) の第 3 号被保険者に係る記録問題への対応が資料 2、ウ) 年金未請求者への対応については資料 3 という形でご用意しております。以上です。よろしくお願いします。

引き続き、資料 2 の「国民年金法の一部を改正する法律案の骨子」に移ります。担当の年金局の梶尾年金課長からご説明しますが、他の所用等があるため途中退席いたしますのでご了承いただければと思います。よろしくお願いします。

(梶尾年金課長)

年金課長の梶尾です。順番を変えていただきありがとうございます。資料2の「国民年金法の一部を改正する法律案の骨子」についてご説明します。

これは、昨年来この委員会で審議されご意見を頂戴した、第3号被保険者記録の不整合問題への対処に関して法的措置を講じるということで、去る11月22日に政府で閣議決定をしまして、臨時国会に法案を提出したところです。どのような内容で政府として取りまとめをしたかということについて、この会議でご報告させていただこうということでお持ちしたものです。この問題の背景や言葉の意味合いなどのご説明は要らないと思いますので、法案の内容について簡単にご説明します。

法案の内容については1番で、不整合期間の受給資格期間への算入ということで、不整合であった期間についてはカラ期間にすると通常申し上げているものです。これまで既に記録訂正をした方、あるいはこれから記録を見つけて記録訂正をする方の両方ですが、不整合期間を年金の受給資格期間に入れるには法律が要るわけです。不整合期間が未納期間になり、25年を満たさなくなるということが起きないように措置を講じるというのが1つ目です。

2つ目は不整合期間に係る保険料の特例追納、3年間の時限措置ということで、既に記録を訂正している方、これから不整合であることが分かって記録訂正をする方も同様ですが、過去10年間にある不整合期間については保険料の追納ができるようにするという点です。年金確保支援法で、被保険者は過去10年間について保険料を追納できるのと同様に、過去10年間についての納付ができるということです。ただし年金確保支援法では、年金を受給している方は過去の期間の保険料を追納できることにはなっていないのですが、3号不整合記録問題に関していえば、既に年金を受給している方についても記録の訂正によって下がる、あるいは既に訂正して下がった形の年金を受給している方がおられますので、その方々についても50歳から60歳に達するまでの10年間の中にある不整合期間については追納できるようにするという点で、年金確保支援法よりは若干プラスアルファの措置を講じることにしております。

なお、追納保険料については、過去10年間の分については年金確認確保支援法と同様に今の免除の追納と同様の加算率を掛けることにしておりますが、一方で50歳から60歳のところについては10年より前の期間になりますので、これについては先ほど申した過去10年間について、当時の保険料に加算率付けたものを10個、現在は8個ですが、並べた中の一番高い額の定額で50歳から60歳の期間について追納を可能にするという形での内容を考えております。

次に3番です。既に不整合期間に基づき老齢基礎年金を受給している方、又は今、年金を受給していて不整合期間があることがこれから分かるという方々については、現に老齢年金を受給している方ですので追納の措置を設けるのですが、特例追納の納付期限

日以降、これから追納ができるような体制の準備を取り、項番2にごございましたように特例追納の期間を3年間の時限措置で設けます。その納付期限日までの間に、追納をできるだけしてくださいと周知し、追納をすれば年金額の減額は抑えられることとなります。その納付期限日以前までの追納状況を踏まえてそれ以降支給する分については、追納状況に応じた年金額まで減額します。ただし、その際に大幅に年金額が下がると生活への影響ということもあるだろうということで、減額は現に受給していた年金額の10%までの範囲とするという配慮措置を設けることにしております。これは現に老齢年金を受給していて、これから不整合であることが分かり訂正していく方々についての話ですが、本年1月から2月までの運用3号通知により裁定を受けて現に老齢年金を受給している方については、法律の施行日以降の年金額、先ほどの話では特例追納の納付期限日以降に引き下げを行うということでしたが、この通知による方については法律の施行日、この法案では交付の日から6か月以内で政令の定める日ということを予定しております。その段階で訂正後、記録訂正をした記録に基づく年金額にまで減額することにしております。

4番は、現在障害年金または遺族年金を受給している人への年金については、不整合で記録訂正をしたとしても、引き続き年金を受給できるようにするという条文を設けております。

5番は記録の不整合の再発防止策ということで、第3号被保険者でなくなったという旨の情報について、今後事業主経由で日本年金機構が入手できるような法的措置を設けることで、再発が起きないように制度上の措置を講じていきたいと考えております。裏面は不整合問題の概要ですので、この場でのご説明は省略します。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご質問はございますか。

(廣瀬委員)

項番5の記録の不整合の再発防止策のところですが、先般検討会でもお話を伺いましたが、届出をするように督促をして、それでも届出されない場合は職権で訂正することになると思います。外国人についてですが、年金の記録は外国人か日本人かの区別がないのでどのぐらい外国人がいるか分かりませんが、推定では数十万人いると思います。その中で日本人の割合より2号被保険者の割合が非常に多いだろうという推定です。従って3号被保険者も日本人よりは割合としてはかなり多いと思います。

外国人ですから途中で帰国するわけですが、来年から出入国管理の法律が変わって外国人登録がなくなり、日本人と同じように住民基本台帳法の適用を受けることになり、帰国した場合はそこからデータをもらうという話を聞いています。氏名・生年月日・住所ぐらいは入国管理局でも分かれますが、入国管理局では基礎年金番号を管理していま

せん。従って共通項というのは、非常に限られた氏名と生年月日ですが、外国人の場合は氏名がパスポート通りではない場合が非常に多いと感じています。アルファベットで30文字ぐらいある人が厚生年金に入る場合に、略した名前がカタカナで入っているわけです。そういう人が帰国したら、年金の記録との共通項が生年月日ぐらいしかなく、本人であることの確認ができないのではないかと思います。その点の照合はどのようにされるのですか。また、照合はオンラインではないので、目視ですることになりますか。

(磯村委員長)

これはどちらですか。

(中村事業管理課長)

まず年金局から状況のご報告をします。今お話がございましたように、来年の夏から外国人の登録の仕方が各自治体で変わることが決まっております。それに向けて、年金事業を運営する上で必要な情報をどのように把握していくかについて、日本年金機構と私どもと関係省庁で実務の打ち合わせを行っております。現段階で詳細なところまで申し上げる状況にはなっておりませんが、問題意識を持って検討したいということです。機構から何か補足があればお願いします。

(磯村委員長)

機構から何かございますか。

(日本年金機構阿蘇国民年金部長)

機構からお答えします。今、年金局から申し上げた通り、どのような記録で収録されているかというものも含めて研究しながら検討していきたいということで、今日は具体的な方策はまだお答えできません。

(廣瀬委員)

まだ決まっていないということで了解しました。また、追々お話を聞かせてください。

(磯村委員長)

今の話は実務的に両方で詰めていただいて、折りがあればとご報告するというところでお願いします。他に質問はございませんか。よろしいですか。次へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

次の議題です。資料3の年金記録問題に関する諸事項についてということで、日本年

金機構の担当部長からご説明します。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

年金記録問題に関する諸事項ということで、紙コン事業や厚生年金基金の突合せ、あるいは 5,000 万件の進捗状況などについては回復委員会で折り折りに報告しておりますが、それ以外の項目につきましても記録問題工程表を基に作業を行っております。ちょうど 1 年の半分を過ぎましたので、今年度の工程表について進捗状況等についてご説明します。

まず、1 ページの「年金事務所段階における記録回復の促進」ということです。これについては、第三者委員会のいろいろな事例を踏まえて記録回復基準を作っています。この記録回復基準を周知し運用していくことが課題になっています。下にございますように、厚生年金特例法事案についての記録回復基準に関しては、検討会なり回復委員会でもご議論いただきましたが、一般の周知を徹底する観点から、10 月から 12 月にかけて納入告知書にチラシを同封して現場への周知を行っており、併せて職員に対しても周知を行っております。同僚リストについては、機構本部にチームを設けて作業を進めております。国民年金の記録回復基準については、9 月 30 日に指示を行い 10 月 3 日から実施しております。その他に軍歴証明書の事案については、今月には手順を定めて実施したいと考えております。併せて年金機構内の LAN に記録回復に役立つ資料を全部載せて、機構の職員が、ご相談に来られた方にすぐに対応できるような資料を整備しております。

2 ページは共済期間の問題です。年金機構が基本的に保有しているのは厚生年金や国民年金の記録ですが、併せて共済期間についても順次整備を進めております。そうした中で国民の皆さまから、共済についての特別便をお送りした際にご照会などがございました。ご照会についての回答を順次行っておりますが、現在の状況では年金機構が全ての共済の記録を保有している状況ではございませんので、われわれが持っている記録を各共済組合にフィードバックして、その差分についてこちらに戻してもらっております。戻してもらった上で本人に回答を進めているという状況です。10 月末段階で 24 万件ほど共済の関係でご照会いただいております。そのうち 9 割以上は共済単独記録で、本来であれば共済の方で答えていただきたいところですが、われわれの方にご照会が来おりますので回答を進めています。そのような整備を行っても本人の申し出と違う記録については、再度各共済組合にご照会した上でご本人に回答する作業を進めております。

3 ページの厚生年金の旧台帳に関しては、1,466 万件の調査、いわゆるグレー便を 68 万人にお送りしたのですが、それでも見つからない方については改めて住基ネットワークにぶつけて作業をしております。サンプル調査の結果、93%の方が共済年金の受給者だったこともあり、共済年金受給者については住基ネットワークと再度突合せを行い、対象者を特定してその方々に「これはあなたの記録ではありませんか」という形で「お

知らせ」を送付する作業を行う予定であります。

今の進捗状況を申し上げますと、大体7万件の記録が住基ネットワークとぶつかりました。その中で、共済年金受給者に相当する人がどれぐらいいるかということで突合せをしたところ、2,100件の方についてはご本人の可能性が高い記録と特定できたので、今月中に管轄の年金事務所に送付する予定です。その後、年金事務所で、ご本人に電話なり訪問なりをする形で、ご本人の記録かどうかを確認して、必要があれば裁定請求という形につなげていきたいと考えております。

4ページは、現在未受給者で年金を受給できる可能性のある方が、失念したりしないようにフォローアップするということで「お知らせ」をお送りしております。69歳になる方に対する「お知らせ」ということで昨年実施しましたが、それを踏まえて今年の5月から69歳の誕生日を迎える方に対して、25年の受給資格期間を満たしているにもかかわらず年金の請求を行っていない方に対してお知らせをするという作業を恒常化しました。

これに関連し、備考2です。年金確保支援法が来年度から具体的にスタートしますので、現在は期間が足りない方も事後納付が可能になります。対象者についてはシステムで抽出して、来年の8月から順次送付したいと考えております。年金確保支援法の施行を視野に入れて、ねんきんネットでは来年4月から保険料を追納するとすればどれぐらい納めなければいけないのか、納付するとどれだけ年金額が増えるのかという試算ができるような形のシステム開発を進めているところです。

5ページは未回答者対策です。特別便等の回答がない方々に対して回答の勧奨をしていくことが工程表に定められております。1億人以上に特別便を送った中で未回答者が全体で2,500万人おります。加入者が2,000万人、受給者が500万人という状況です。そのような方々に今年の定期便から、パンフレットに未回答の方にぜひ回答していただきたいという記載を行い、勧奨を行っております。

受給者に関しては来年度、ねんきんネットのアクセスキーをお送りしたいと考えております。併せて、未回答の方には回答していただきたいという勧奨を行いたいと考えております。以前から回復委員会でもご議論いただいておりますが、アクセスキーをお送りする際には5,000万件の未統合記録の検索を可能にして、記録確認のキャンペーンをしていくということを想定しており、ちょうどその時期にアクセスキーをお送りする予定です。キャンペーンと軌を一にしながら回答をお願いしたいと考えております。

6ページは未送達者対策です。今まで、特別便・定期便・受給者便を含めた各種便などのいろいろな郵送物をお送りしましたが、機構に登録された住所では届かなかった方がおります。特別便は237万人、受給者便は約32万人に届いていないという状況がございます。住基ネットワークを使って直近の住所を把握するという試みを行い、今年度から未送達の方にお送りしていきたいと考えております。

2つ目の丸ですが、住基ネットワークとの突き合わせを行った結果、来年の3月には

80 万人の加入者にねんきん定期便をお送りしたいと考えております。受給者については、2 万人の住所が分かりましたので、来年の 2 月に再度送付したいと考えております。来年度からねんきん定期便が未送達になった方については、毎回住基ネットワークで住所を確認して、新住所が見つければお送りするという形の対応をしたいと考えております。

備考欄ですが、特別便・定期便・受給者便以外の黄色便についても、来年度に未送達者に対しお送りしたいと考えております。

最後は気になる記録の確認キャンペーンです。5,000 万件の中に未統合記録が大体 3,500 万件ございますが、来年度からねんきんネットにより、未統合記録の中から氏名等のあいまい検索ができるように作業を進めております。

現在考えているのはその下にございますような対策です。1 つは、ご本人の記憶から自分の記録を検索できるねんきんネットを整備していきたいということで、概算要求中です。その作業と平行して、未統合記録についての記録の年代・性別・どんな事業所に勤めていたかという属性のサンプル調査をしたいと考えております。これについては数千件の単位で、実際にどのような事業所に勤めていたのか、いつごろの記録だったのかということ調べることを考えております。そのサンプル調査をした上で、どのような業態・業種で未統合記録が多いとか少ないというのが分かります。また、未統合記録が複数あるような事業所も明らかになってくると思います。その事業所の名称をご本人が見つかりやすいように公表することも考えたいと思います。その上で、ご本人がねんきんネットで氏名・生年月日・性別・事業所名を入れるとそのような記録があるかないか、あるいは該当する記録が何件あるのかということを検索できるシステムを、来年の冬を目途に整備していきたいと考えております。

2 つ目ですが、システムの整備ができた段階で、ご自身の記憶に不安のある方を対象に、記録確認キャンペーンを実施したいと考えております。そのための作業として、来年の夏頃には複数の年金事務所で試行的に実施して、実際の手順・方向性などについても整理して、再来年の 1 月を目途にキャンペーンを開始したいと考えております。ある意味で、この段階になると紙コン事業や基金の突き合わせについてもほぼ先が見えている状況ですので、今まで積み重ねてきた取り組みの中でも記録が見つからない事例について、国民の皆さまからアプローチしていただくという試みにしたいと考えております。以上、通常のご報告とは別に工程表に載っている案件の中で、中間報告的に年度の工程表の状況についてご説明しました。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。大詰めに一歩足を踏み込んだという感じの話がございましたが、何かご意見やご質問がございますか。

今後、それぞれ具体的にお話があると思いますので、そのときにいただくことにしま

す。今日のところはよろしいですか。

続けて次の議事をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

資料4で紙台帳とコンピュータ記録の突合せについて日本年金機構の伊原記録問題対策部長がご説明します。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料4に基づき、紙コン事業の残された課題の1つである国民年金記録の紙台帳が19枚以上紐付いている事例にどう取り組むかということについてご報告します。

1ページですが、今、全国29カ所の拠点で実施している紙台帳の突合せは、紐付いた国民年金記録の紙台帳が19枚未満のものについては既に作業を行っておりますが、19枚以上の記録について通常作業を実施すると1件に2時間ぐらいかかり、長いものではもっとかかることもございます。実施要領上も効率化するための方策を考えた上で実施するというようになっております。現在、来年度の作業は19枚以上の案件にチャレンジする必要があると考えており、どのようにしたらこの作業が効率化できるかということについて検討を進めております。今日はどのような効率化策を考えているかについてご説明します。

1ページで、19枚以上の記録がどのぐらいあるかを冒頭に申し上げます。下の表にございますが、569市町村の記録の中に19枚以上紐付いてものがございます。ただ、現実問題からいくと、一市町村の中で100人以上が19枚以上紐付いている市町村は、569市町村のうちの124市町村です。人数で見ると118万6千人が19枚以上紐付いているのですが、そのうち124市町村で118万2千人おりますので、124市町村の記録について答えを出せば先が見えてくると考えております。

どうしてこれだけ枚数の多い記録が発生しているかについて2ページをご覧ください。大きく2つの要因があります。国民年金記録が19枚以上紐付いているものは、手書きものは少なく多くがコンピュータで電算入力されて打ち出されたものであり、このようなものがたくさん紐付いております。それがどのように整備されているかというと、月ごとに1枚1枚記録が作られているケースでございます。下のA市の例がございしますが、昭和43年3月の記録として1枚作られており、その前の月43年2月の記録もあるという形で、1年に12枚作られているという場合もございまして、月単位ではなくても四半期ごとや年度ごとに記録が作られ、枚数が非常に増えてしまうところがあります。

B市のような形で1年度、1年度を付け足していくような方法で、最後の年度を見ればその人が加入してから最後の年度まで全て書いてあるという例もございまして。①のパターンの場合は、見る紙台帳を絞れば全部を見る必要はなくその年度の最後のところだ

けを見ればいい、あるいは毎月作られているとすれば、12枚のうちの最後の3月のものを見ればいいという形で、審査をしなればいけないものを絞ることができると考えております。

②ですが、紙台帳検索システムを作成する際に、市町村から全部データを出してもらったわけですが、その際に納付の記録以外の記録、例えば年金手帳の写しやウィンドマシンのハードコピーも出されており、これらが電子画像化されて入っているケースについては審査をする必要はないということです。枚数を絞っていくことが作業の効率化に繋がるわけです。

今考えている対策は3ページの表です。今のまま作業をすると2時間かかると申しましたが、左側の現行手順で実施した場合は、紙台帳検索システムで1枚1枚画像を写し出して受付印字をしていきます。大体1枚照写して印字するのに約20秒かかりますので、受付印字にもの凄く時間がかかってしまいます。その後、受付印字したものを1枚1枚審査していくので、審査しても仕方がないものも1枚1枚見ていくことになり、作業が非効率になると考えています。そこで、審査対象外の紙については印字する必要はないので、簡単に見分けられるような照写システムを開発する作業をしております。

また、19枚以上紐付いている案件は、市町村ごとに特徴がございます。先ほどの例のように年度末にまとめて載っている場合もあれば、その人の記録の最後の1枚だけを見れば済むという記録もございます。これが市町村ごとに違いますので、手間は掛かりますが124の市町村については1市町村ごとにマニュアルを作って、この市町村の場合はこのように作業をすればいいというものを決め、それを特定の拠点で実施すれば作業の効率化が図られると考えております。

具体的な国民年金照写システムは4ページにございます。現在の紙台帳検索システムは画面の左側の下に画像番号が1個1個あり、画像番号をクリックし画像を画面に表示してそれを見て打ち出しております。これでは時間がかかりますので、現在開発中のものは資料の右側のように、1つの画面に4件とか9件、紙台帳が一斉に写し出され必要な画像のチェックボックスにチェックを入れればまとめて印字ができるシステムを開発中です。これができれば時間は相当縮減できると考えております。先月末からこのシステムに基づき、3つの市町村がモデル的に作業をしております。受付印字時間が大体10分から20分で済んでおります。今まで2時間近くかかっていたケースも短くなっており、相当有効ではないかと考えております。これがスムーズにいくと、懸案の紙台帳が19枚以上紐付いたものについても、今の突合せ拠点で何とか作業をすることができるようになるのではないかと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件に何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

私から、非常に素朴な疑問ですがメディアの皆さんにもご説明をいただけたらという思いで伺います。なぜ19枚という半端な数字なのか、何か根拠があるのか。18枚以下の枚数が紐付いている記録は従来通り1つ1つやるのか。3つ目は、この作業を今日ここでご審議をいただくのは、処理基準の訂正あるいは改訂になるので、この場でお諮りいただくのか。この3つについての解説ということをお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

なぜ19枚なのかということですが、以前、国民年金記録は紐付いた紙台帳が非常に多いものがあり、なかなかすぐにはできないことが分かりました。どこで線を引くかということで分析をしてみると、全体の9割が18枚以下だったのです。19枚以上が1割だということを考え、現場の感覚として大体20枚より少なければ通常1時間かからず作業ができることが分かりました。かつ、9割の記録がこれでカバーできるということで、19枚で線を引きました。それは1割か9割かという線の引き方なので、論理的に詰めてそうなったわけではございません。あくまでも処理ができそうだとということのようにしました。

18枚以下についてもこのような仕組みを取ることも考えられるのですが、先ほどご覧いただいた国民年金画像照写システムは1つ1つの市町村ごとに作っていくしか方法はございません。従いまして、18枚以下についてもシステムを作ることは不可能ではないですが作業的に非常に手間を要します。18枚以下であれば、現在のやり方でも受付印字が数分で終わり問題がないので、従来通りの方法でよいと考えております。

また、実施要領に「19枚以上については今後検討を行う」と書いておりますので、この処理方法が確立した段階で、実施要領の改訂の必要があると考えております。

(磯村委員長)

ありがとうございました。現場の処理状況を見て、処理手順、処理基準の改訂も視野に入れて異議はございませんか。よろしいですか。では、そのような方向で進めてください。

次の議題をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

資料5に移ります。資料5-1と5-2の2種類あります。資料5-1を日本年金機構の伊原記録問題対策部長からご説明の後、資料5-2を年金局からご説明するという形で進めます。まず、伊原記録問題対策部長からよろしくをお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

記録問題のこれまでの取り組みということで、先ほどは工程表に書かれた細かいこと

についてご説明しましたが、全体として今どこまで進んでいるのか、今後どのようなスケジュールで考えているのかということについて概括的なご説明をしたいと思います。

資料の1枚目を開くと、年金記録問題の所在と対策ということで一覧表がございます。これについては6月ごろに一度ご説明しました。2つのアプローチがあり、AとBに分かれて、未統合記録の5,000万件の解決をどうしていくか、持ち主が分からない記録をどう探すかというのがAの問題です。Bの問題は、持ち主は分かっているけれどもその記録が正しいかどうか正確性を確保するということです。

対策としてAは、基本的にご本人に記録をお送りして「これはあなたのものですか」という確認をする中で見つけていただくことが中心です。①の特別便、②の黄色便、③のグレー便、④の定期便、⑤の受給者便をお送りしております。Bは①から⑤の各種便をお送りするのも有効ですが、それとは別に行政側で紙台帳とコンピュータ記録の突合せをしたり、厚生年金記録との突合せをしたり、標準報酬の遡及訂正事案についてはこちらのほうで訪問をしたり、本人に記録をお送りして確認していただくということを行っております。これが大きな全体像です。

これを行った結果、今はどういう進捗状況かというのが2ページ目でございます。まず対象数ですが、特別便や黄色便を送って、ご本人から回答をいただいた、あるいは「私の記録はおかしいのではないか」というご意見をいただいたものがどのくらいあるかということです。例えば、特別便で「訂正あり」という形で答えた方が1,291万人おり機構に調査依頼があったわけですが、それについての処理状況は、現在の段階では95%の1,229万人にお答えする処理が終わっております。そのうち記録判明したのが9月末時点で902万人という状況です。このように見ていただきたいと思います。

その他の各種便の対応状況は、お客さまからご回答をいただいたものについての処理はほぼ終わっております。グレー便は95%ですが、接触困難を合わせるとほぼ終わっている状況です。

それに対して現在進行中なのが、Bの記録の正確性の確保です。例えば紙台帳とコンピュータ記録の突合せについては、被保険者まで合わせると約8,100万人が対象になります。これについて9月末の段階の処理状況を見ると、約1,600万人で全体の2割が終わっており、そのうち65歳以上の方は5割が終わっている状況です。厚生年金基金記録の処理状況は、3,739万人のうち約3,400万人の92%で、まだ8%が残っているという状況です。従いまして、取り組みとしてはBの部分の突合せ事業を中心に行っているのが現状です。

対策の成果が3番です。このような一連の取り組みを行った結果、今どのくらいの方が回復したのかを整理したものです。5,000万件の未統合記録について、件数ベースでは大体1,500万件から1,600万件ですが、人数ベースでいくと1,264万人の記録が訂正されております。

紙台帳とコンピュータ記録の突合せでは、約18万4千人に通知をお送りしました。

厚生年金記録については10万1,956件の方に連絡をしているという状況です。このような取り組みの中で全体をマクロで見ると、年額ベースで727億円の年金額が回復しておりますが、これは平成20年5月以降しか数字が取れませんのでこの数字です。これを生涯額にすると、大体20倍の約1.5兆円の年金額が回復しているという状況です。

3ページは前回の回復委員会で説明しましたが、未統合記録の解明状況です。今後どのように進めていくかというのが4ページで、今後のスケジュールです。記録を本人に送って解明するという未統合記録の解明が中心ですが、現在今月末を目途に、定期便、受給者便の数パーセントの未処理の分の作業をしております。来年は、2月・3月で各種便の未送達の方への再送付をしたいと思っております。夏からは黄色便で10年未満の方に関してもお送りしたいと考えております。ちょうど事後納付法も通っておりますので、そのご案内も兼ねてお送りする予定としております。

紙台帳とコンピュータ記録の突合せについては、現在年齢の高い受給者から順次実施しております。9月末段階で大体5割の方が終わっておりますが、来年度も引き続き受給者の突合せを行っていかうと考えております。被保険者の取り扱いについては現在検討中です。

厚生年金基金記録の突合せについて、来年度も引き続き実施したいと考えております。

ただ、厚生年金基金側からこちらに回ってきていないものがございますので、この辺の終期をどこに定めるかについては現在検討中です。

ねんきんネットについては、10月末から年金見込額の表示を開始しました。来年の4月からはねんきん定期便を「電子版ねんきん定期便」と銘打ち、ねんきんネットでも通知をしていきたいと考えております。来年の冬には5,000万件の未統合記録の検索を可能にしていくことを考えております。25年度が記録問題の1つの目途になっておりますが、そこに向けて残りの作業を進めていきたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。今の説明に何かございますか。

(三木委員)

最後の、対策の作業進捗状況の対策の成果のところ、紙台帳とコンピュータ記録の突合せの18万4,622人は現状の作業の中で出てきた回復人数で、今後ますます増えていくと想定されると思います。今やったところの推定というかベースでいうと、8,100万人の全体もしくは2,700万人の65歳以上の人というところから、大体どのぐらいずつ回復人数が出てくるのか。また、増額の1人当たり平均はここでは年額1万円となっておりますが、いくらぐらいになるのか分かれば教えてください。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

増額が1人当たりいくらになるかは手元に資料がございませんが、人数は65歳以上の2,700万人が対象になり、遺族年金まで含めると3,200万人程度になります。その方々を対象に紙台帳とコンピュータ記録の突合せをやりサンプル調査通りに記録回復がなされると、恐らく200万人超の方が通知を送る対象になると現段階では見込んでおります。

(磯村委員長)

よろしいですか。他に何かございますか。特段ないようでしたら続けて次の議事を願います。

(尾崎年金記録回復室長)

資料5-2は、厚生年金保険における標準報酬の不適正な遡及訂正処理についての職員の関与に関する調査結果です。資料5-1に関連しますので「資料5-2」という形で用意しております。

これまでの経緯ですが、平成20年9月に関係閣僚会議において、ご本人による記録の確認に基づく調査を行うことが決定されました。平成20年10月以降、①から③の3条件に該当する記録について戸別訪問をし、調査を実施しました。その結果、調査終了後に、当時の給与と標準報酬が違っている、あるいは退職日と資格喪失日が違うということで、職員の関与を窺がわせる内容の申立てがあった事案1,353件についての事実関係を、21年3月から12月までの調査している状況です。この1,353件のうち、21年3月までに戸別訪問を実施し事実関係を調査できた件数が1,335件で、ご本人に連絡が取れない、又は訪問してもなかなかご連絡できなかったものが残りの18件です。21年3月までに戸別訪問を実施したものについては、21年3月から12月までの間に、資料1ページ目の※印にございますような1次・2次・3次調査をし、それぞれ94件・245件・996件の調査結果を既に発表しております。この中には職員が処分されたものも入っております。

平成22年4月から7月までの間は、3条件のうち1つあるいは2つの条件に該当する事案についてサンプル調査を実施するというので、抽出したサンプルについてそれぞれ戸別訪問をして調査をするという経緯になっております。

資料の2ページ目をご覧ください。今回ご報告するのは(1)の調査対象にございます通り、以下の30件です。3条件該当事案のうち21年3月までに訪問調査した分については既に公表済みです。4月以降に訪問したものは、先ほどご説明した通り、訪問がなかなか難しく連絡が取れなかったという事情により調査できなかった事案が18件と、3,000件のサンプルを調査した結果、職員の関与を窺わせる内容の申し立てがあった事案が12件で、この2つについてさらに調査を進めたということです。

調査方法ですが、18件プラス12件の合計30件について、当時この事案を処理した

旧社会保険事務所において、当時の関係書類が保存されているかどうかを確認して、保存されているときは写しを取り寄せ、なかったという回答があった事務所については、年金局の職員が現地に行って当時の関係書類が本当はないのかどうかをしっかりと確認したということです。関係書類が保存されていた13件について書類を精査し当時の担当者に確認する、また、どのような記述がされているのか確認を行い、当時の担当者が特定できた13件のうち7件について、担当者、当時の上司、合計31名に対して書面調査を行いました。また、必要な場合には電話調査等を実施したということです。書面調査で矛盾点等が確認できたときには電話調査等も行ったということです。この31名は、当時課長、次長、所長だったということで、既に退職している方も含まれております。

(3)の調査結果ですが、調査対象事案を調べてみると、平成4年から18年のもので保存期限を越えているものが多かったということです。保存期限は提出の翌年度から3年となっており、保存されているものは多くなかったということです。資料には書いておりませんが、現在の文書保存管理については、記録問題に関して全て保存するように指示をしており、保存期限にかかわらず書類は残すという取り扱いになっております。

書面調査等を行いました。職員の記憶があいまいになっているということで、当時の状況の一部を記憶している方もおりましたが、明確な回答を得られるものはなかったということです。30件についてさまざまな調査をした結果、慎重に調査をしたつもりではございますが、職員の関与が確認されたものはゼロで、職員の関与を確認できなかったものが30件という形で整理しました。

これまでの調査結果、3条件該当事案と1・2条件のサンプル調査事案をそれぞれまとめました。(1)は職員の関与が確認されて既に公表済みのものが4件、確認できなかったもの、調査不能のものも含めて1,349件です。サンプル調査3千件については、いずれも確認できなかったという状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件にご質問やご意見はございますか。

(廣瀬委員)

確認できなかったものが非常に多いとのことで、調査結果のところにも書いてありますが、保存期限を越えていたので書類廃棄したということですが、保存期間が3年などの非常に短い期間であるのは非常にまずいという感じです。きちんと紙を保存しておけばもっと明らかになった事案はあると思います。保存していなかったのは平成に入ってから話なのでつい最近ですが、保存期間が短いのでこうなったことに対する反省、まずかったという表現がこの紙にはどこにも出ていないと思います。この点はどうですか。反省は何もないのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

その当時の保存期限については文書保存規定で提出の翌年から処理後3年ということでした。先ほどもご説明しましたが、平成20年から、記録問題に関連する書類については廃棄せずに保存することを明確に指示して現在に至っております。書類は重要だということで、保存するという形を徹底しておりますので、今後このようなことが起きないようにしっかり対応していきたいと思います。

(磯村委員長)

いかがですか。

(廣瀬委員)

そのような答えになるのでしょうか。記録問題が始まってからそうなったということですが、取り返しがつかないということだから、そのようなことになるのですが、非常に保存期間が短かったことでこういうことになったということが何も謳われていないというのを疑問に思った次第です。以上です。

(磯村委員長)

このペーパーに反省の弁が一言も入っていないことが問題だというご指摘ですか。

(廣瀬委員)

奇妙だなと。

(磯村委員長)

どうですか。

(尾崎年金記録回復室長)

現在はきちんと書類を残すということで、紙で各事務所に指示をして、平成20年から既に行われているということです。

保存期限はこれまでは3年でしたが、資料5-1にございます通り、回復基準を作っ
て、できる限り年金事務所段階で記録が回復できるように対応しているということです。
これまでの反省も踏まえて、今後記録問題が起きないように再発防止に努めていきたい
と考えておるところです。

(廣瀬委員)

そんなところで、しょうがないですね。

(磯村委員長)

すれ違いですね。

(梅村委員)

今の話ですれ違いと言われましたが、現在は記録問題で問題があるから当分の間、廃棄はするなという指示が出ていますが、根本的に保存年限で何をどうするのかという話は検討されているのか、それともこの問題が終わるまでは棚上げして検討は後日にするということでしょうか。標準報酬だけではなくて、年金相談の相談票から始まり、委任状から諸々の書類が年金事務所には多いわけです。そのようなもの全体について見直す機会を設けるのか、設けないのか。あるいは、設けているが本来は今ままで、記録確認が終わるまでは取りあえずエンドレスにしておくという、どちらでしょうか。

(尾崎年金記録回復室長)

文書の保存に関しては、いつまでという期限は特になく、記録問題についてはしっかり保存するという指示をしています。記録問題は25年までという形で、一生懸命いろいろな取り組みをしていますが、私どもとしては、文書をしっかり保存し続けていくことになるかと現在は考えております。

(梅村委員)

話がすれ違っていると思います。役所は保存期限をどんなものでも作るし、商法や民法でも同じようなことになります。今は押さえているというのは分かりますが、膨大な紙ベースの書類になるわけで、コンピュータに入れて収納して、あとは書類を捨ててもいいというのも危ない話でなかなかできません。どこかである程度の基準はつくらざるを得ないのではないかと思います。基準を作ること自体が今後あるのかなのか、その辺をはっきりしていただきたいです。

(日本年金機構野口経営企画部長)

機構としては、保存しなければいけないということでしっかり保存しております。しかし、膨大な書類が年々積み重なり、倉庫も借りていろいろ手当てをしておりますが、物理的な問題もあると同時に、検索がなかなか難しいという問題もございます。私どもとしても問題意識を持っております。大切な届書を電子化することできちんと真正な記録を確保しながら、紙については廃棄することができないかということも含めて、中で検討を始めたいと思っております。検討を進めながら、年金局と相談をしながら記録をきちんと取ること、物理的な問題を解決するという、後になって参照するとき検索をどうするかということを含めて検討したいと考えております。

(梅村委員)

よろしく申し上げます。

(磯村委員長)

記録の保存の問題はよろしいですか。

(梅村委員)

やっていただくということで。

(磯村委員長)

関連して、どうぞ。

(三木委員)

記録の保存の問題についてです。紙をいつまで保持するかという問題というより、何をもって機構としてマスターのデータとして正しくするかという定義の問題だと思います。紙のものもたくさんあって、どれが本当に真正な正しい情報が分からないのと同じように、例えば住所情報にしてもいろいろな住所情報があるわけで、どれを本当に正しいとするのか。それを上書きするときはどういう条件でするのかというように、何を自分が持っているマスターをデータとして本当に正しいものとして持ち、それをどういうトランザクションで上書きするのかというのを定義するということだと思います。その中で、紙のもので本当に真正なものだということでもマスターに登録されたものを確認する。例えばお客さまに確認してもらい、これでいいですということでもサインをもらって、申し込みを受けたのと同じような状況になったということであれば、本人を確認しているわけで、それは真正な情報だというのが取れている。従って紙は要らないというような、ワークフロー上の1個1個の確認をし、マスターとして上書きをしていくというワークフローにするように、紙にしるデジタルにしる、根本的にきちんと定義をすることがきわめて重要だと思います。

(磯村委員長)

何かございますか。

(日本年金機構野口経営企画部長)

委員のご指摘の通りだと思います。実は私どもで検討しているのは、取りあえずお客さまからいただいた届書の紙ベースのものについて、まずはどう考えるかということで、先ほどご説明したわけです。問題の本質として、例えばオンライン申請など紙でなく来た場合に、マスターにどう反映させていくかという問題が本質的にあるということはお

指摘の通りです。それはそれできちんと考えなければいけない問題だと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。今の記録の保管の問題は梅村委員、三木委員のご発言のような主旨が、まだ業務改善工程表に盛り込まれておりません。今、業務改善工程表に盛り込まれている記録の保管というのは、単に倉庫がいっぱいになったから何とかしたいという観点からだけです。今の両委員のご指摘の主旨も踏まえて、基本的な考え方を業務改善工程表に直して入れ込まなければ、物事は進まないと思います。その点も含めて早急な検討をよろしくお願いいたします。

岩瀬委員、どうぞ。

(岩瀬委員)

調査対象の 30 件について基本的なことをお伺いします。資料は既に廃棄されており確認できなかったとのことですが、滞納処分票等の資料は規定に従い、3 年なら 3 年で全部廃棄していたから今回調査しようとしてもなかったのか。あるいは、ずっと規定を越えて持っていたが倉庫がいっぱいになるなどの理由で一気に廃棄したのか。廃棄の時期は全部分かっているのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

現地に行って職員が確認した結果、残っているものは 13 件でしたが、いつ廃棄されたかというのは確認していなかったということです。

(岩瀬委員)

規定に基づいて廃棄したかどうかというのではなくて、つまり、規定に基づいて 2 年なら 2 年で機械的に廃棄していたのではなかったというわけではないのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

現地調査のときには関連資料はなかったということです。一生懸命探してもなかったが、あったものについてさらに調査を進めた結果がこういう形です。

(岩瀬委員)

調査が始まるからといって廃棄した可能性もあるわけですか。昔、私は滞納処分票に関して委員会で調査をしたことがあります。期限を越えて 10 年とか 15 年とかかなり持っていました。それがこの調査に関してないというのは、非常に不自然な感じがするので聞いたのです。そういう意味では、確認は取れないし、取る気もないという感じですか。

(尾崎年金記録回復室長)

単に「ない」という報告を踏まえて調査を進めたわけではなくて、「なかった」という年金事務所からの回答を踏まえて、本当にないかどうかを年金局の職員が現地に行って探した結果としてなかったことを確認して帰ってきております。私どもはその調査のときにはないということで調査を進めました。

(岩瀬委員)

調査のときになかったというのは分かったのですが、年金事務所に対して、いつ廃棄したかというのは聞かなかったということですか。

(尾崎年金記録回復室長)

そこは確認しておりませんでした。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(岩瀬委員)

調査の透明性を確保する意味で、いつ廃棄したのか、三十いくつだから、できれば時期を確認していただければと思います。

(磯村委員長)

今の点はいかがですか。できますか。

(尾崎年金記録回復室長)

厚生労働省としてどのような対応ができるか考えたいと思います。

(岩瀬委員)

お願いします。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。

(梅村委員)

今のお話の関連です。不思議に思うのは、文書管理規定というものがあるはずですが。文書管理規定には、廃棄した文書についての一覧表を作るというのが残っているはずで

す。しかも、その部分だけは永久保存のはずです。ですから、いつ何が廃棄されたかというの、たとえば後に残してあったとしても、廃棄した時点で記録として残すはずですので、その辺についての突っ込みが不十分だと感じます。その辺も併せて見ていただきたいと思います。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。

私からの確認です。平成 21 年当時、厚生年金の不適正な遡及訂正に大きな問題点が 2 つあったと記憶しています。1 つが今報告された標準報酬の不適正な遡及訂正です。もう 1 つが資格期間の不適正な遡及訂正です。標準報酬は一応このような調査をいただき、十分かどうかはともかく、このような結果での報告がございました。資格期間の不適正な遡及訂正については、今日配られた資料 1 の「記録問題の全体構図と本日の議題」の右下の G) その他の②滞納事業所における記録の遡及訂正事案がこれに該当するのではないかと思います。そのような理解でよろしいのかどうか。これは来年にかけていろいろと話が出てくるのかどうかの確認です。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

機構からお答えします。委員長がおっしゃる通り 2 つの課題がございました。その 1 つの課題として、資料に書いてある滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案について、記録回復のための方策を検討していくという課題があり、機構の記録問題工程表にもその旨の記載がございます。現状では、記録回復の方策の検討に向けてデータの収集の作業に着手したところです。時間がかかるかもしれませんが、検討がまとまりましたら委員会にご報告をしてご審議いただきたいと思います。

(磯村委員長)

ありがとうございました。他になければ次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料 6 で厚生年金基金記録と国記録の突合せの実施状況です。これは定例報告で、まず資料 6-1 を年金局の渡辺課長から、資料 6-2 は日本年金機構の柳樂部長からご説明します。よろしくお願ひします。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

資料 6-1 に沿って、四半期に 1 度ご報告している定例報告です。基金連合会と国の被保険者記録との突き合わせの実施状況について、23 年 6 月末時点の状況をご報告します。

1 ページ目の真ん中あたりの「今回報告」をご覧ください。全体の突き合わせ対象は 3,736 万人中、6 月末時点で突合せが完了したのは 3,434 万人で約 92%です。記録整備中のものは 302 万人で約 8%です。完了の割合を、基金、連合会の別に見たものが下方の数字です。基金のほうは今回報告で 86.8%、連合会では 93.4%となっています。

3 ページは詳細に連合会と基金別に見たものですので省略します。4 ページ目が、完了度合い別に基金の数を見たものです。全体としては初回報告に比べると、下のグラフをご覧くださいと完了したというものに移っていると思います。以上が定例報告ですが、前回 11 月 8 日の回復委員会、10 月の回復委員会で基金と国の記録の突き合わせの問題について集中的に審議をいただきましたので、その後の状況について簡単にご報告します。

11 月 8 日の回復委員会で、基金と国の記録の突き合わせの全体像について大きな方針をこちらでご審議いただきました。その後 11 月 18 日付で、企業年金国民年金基金課長名通知で全基金に対して、機構に対する大臣指示も踏まえて、改めてスケジュールの徹底ということを通知しました。そのときに併せて、全基金に対して記録の突き合わせの進捗状況の調査を行いました。今は集計中ですが、既に 9 割以上の基金から回答が戻ってきております。今の四半期報告で申し上げた確認中の中でもう少しブレークダウンして、1 次調査に送る前の段階なのか、1 次調査に送って 2 次調査に送る前の段階での確認なのか、あるいは具体的にどういうところで確認をしているのかということ等についての詳細な調査をしております。この結果も踏まえて、さらに進捗率を上げるために具体的な方策を検討していきたいと思っております。

11 月 8 日にご審議をいただいた基本方針については、11 月 24 日に企業年金連合会で厚生年金基金に関する小委員会がございまして、ここで大きな突き合わせの方向性について改めて私どもから説明をしております。併せて今後、代行返上後の基金の記録の再確認の問題もございます。確定給付型年金についても小委員会がありますので、今後そちらのほうで突き合わせの代行返上後の再確認についても方針をご説明したいと思っております。

この他、今の進捗管理も含めて基金について幾つか宿題事項がございますので、改めて次回の 1 月の回復委員会にまとめて今後の方針等についてご報告してご審議をいただきたいと思っております。以上です。

(磯村委員長)

続けてお願いします。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

資料 6-2 です。被保険者記録、国の記録と基金の記録が不一致だということで、厚生年金基金などから機構に対して調査依頼があったものの、機構における実施状況の表

です。今年の10月末現在のこれまでの累計の受付件数が表の左下にございますが、328万件余りです。前回9月の委員会のときにご報告しましたが、それと比べると約19万件的増です。これに対して機構のほうで第1次審査が終了したものの数は、真ん中の欄の横書きになっているところで、計232万件余りです。先ほどの受付の累計件数との比で見ると、約70%という状況です。9月の報告の際の進捗状況は55%程度でしたので、15ポイント程度進んでいる状況です。その結果、1次審査が未了のものはこの表の右下の96万7,000件余りで、前回と比べると43万件余りの減少という状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件の資料の2件にご質問やご意見はございますか。本件はまずまず順調に推移しているという理解でいかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。

今日の議事はこのようなところですか。

(尾崎年金記録回復室長)

本日の議題は以上です。

(磯村委員長)

予定よりも早めにお開きにできそうです。来年は1月31日になります。先ほどからお話がありましたが、来年は少し盛りだくさんのご審議をいただかなければいけないことになると思います。1月31日は少し時間が遅くなりますことを前もって了解をいただければと思います。最後にいかがですか。

(尾崎年金記録回復室長)

本日は、本年最後の年金記録回復委員会ということですので、最後に年金局の今別府年金管理審議官から委員の皆さまにご挨拶をさせていただきます。

(今別府年金管理審議官)

今年最後の回復委員会ということで一言申し上げます。通算31回、今年も精力的にご審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。冒頭委員長が大詰めに一步踏み込んだと言われましたが、来年も1月31日を皮切りに引き続き精力的にご審議をお願いしたいと思います。また、回復委員会は今日で今年最後ですが、1月に向けて今もご指摘がございましたように課題が山積ですので、検討会その他でご指導を引き続きいただきたいと思います。締めくくりにお礼とお願いのご挨拶とします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。少し早めですがこれでお開きにしたいと思います。遅くまでのご審議で恐縮でした。

以上